

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和4年8月19日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) アクロスプラザ盛岡 盛岡市津志田南一丁目101番3ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ニトリ
 - イ ウエルシア薬局株式会社
 - ウ 未定（5店舗）
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年4月4日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,446平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 214台
 - イ 出入口 5か所
- (7) 駐輪場の収容台数 104台
- (8) 荷さばき施設の面積 116平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 48立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ニトリ
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
 - イ ウエルシア薬局株式会社
 - (ア) 開店時刻 午前8時
 - (イ) 閉店時刻 翌日午前0時
 - ウ 未定（5店舗）
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌日午前0時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 令和4年8月3日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所